

掛川市条例第13号

掛川市行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月23日

掛川市長

(別紙)

掛川市行政手続条例の一部を改正する条例

掛川市行政手続条例（平成17年掛川市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>目次</p> <p>第1章～第4章（略）</p> <p>第5章・第6章（略）</p> <p>附則 （適用除外）</p> <p>第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章までの規定は、適用しない。 （行政指導の方式）</p> <p>第33条（略）</p> <p><u>2</u> 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。</p> <p><u>3</u>（略） （複数の者を対象とする行政指導）</p> <p>第34条（略）</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第4章（略）</p> <p><u>第4章の2 処分等の求め（第35条の2）</u></p> <p>第5章・第6章（略）</p> <p>附則 （適用除外）</p> <p>第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。 （行政指導の方式）</p> <p>第33条（略）</p> <p><u>2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等を行う権限又は許認可等に基づく処分を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項</u></p> <p><u>(2) 前号の条項に規定する要件</u></p> <p><u>(3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由</u></p> <p><u>3</u> 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前2項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。</p> <p><u>4</u>（略） （複数の者を対象とする行政指導）</p> <p>第34条（略） <u>（行政指導の中止等の求め）</u></p>

第34条の2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法令に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法令に規定する要件に適合しないと思量するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置を講ずることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

(1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

(2) 当該行政指導の内容

(3) 当該行政指導がその根拠とする法令の条項

(4) 前号の条項に規定する要件

(5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思量する理由

(6) その他参考となる事項

3 当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法令に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置を講じなければならない。

（この章の解釈）

第35条（略）

第4章の2 処分等の求め

（処分等の求め）

第35条の2 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法令に置かれているものに限る。）がされていないと思量するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

(1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

(2) 法令に違反する事実の内容

(3) 当該処分又は行政指導の内容

(4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項

（この章の解釈）

第35条（略）

<p>第5章 届出 (届出) 第36条 (略)</p>	<p>(5) 当該処分又は行政指導がされるべきである と思料する理由 (6) その他参考となる事項 3 当該行政庁又は市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。 第5章 届出 (届出) 第36条 (略)</p>
-------------------------------------	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(掛川市税条例の一部改正)

2 掛川市税条例（平成17年掛川市条例第72号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(掛川市行政手続条例の適用除外) 第13条 (略) 2 手続条例第3条、第4条又は第33条第3項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（手続条例第2条第10号に規定する行政指導をいう。）については、手続条例第33条第2項及び第34条の規定は、適用しない。</p>	<p>(掛川市行政手続条例の適用除外) 第13条 (略) 2 手続条例第3条、第4条又は第33条第4項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（手続条例第2条第9号に規定する行政指導をいう。）については、手続条例第33条第3項及び第34条の規定は、適用しない。</p>